

第 8 期第 3 回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会会議要録

- 1 日 時 平成 27 年 2 月 3 日 (火) 10 時から 12 時まで
- 2 場 所 練馬区役所本庁舎 5 階 庁議室
- 3 出席者 柴崎委員、今井委員、中里委員、廣田委員、石塚委員、岡澤委員
太巻委員、浅見委員、飴谷委員、加賀美委員、中村委員
松島委員、若林委員、渡部委員、小泉委員、藤井委員、宮原委員
米沢委員、菊地委員、松村委員、さわむら委員
区側：総務部長、情報公開課長、情報政策課長、戸籍住民課長

4 傍聴人 0 人

5 議事および配布資料

諮問

- (1) 【諮問第 4 号】番号制度に係る「通知カード・個人番号カード関連事務」の委任について
(戸籍住民課) 資料 1

報告事項

- (1) 練馬区個人情報保護条例第 16 条の外部提供規定の解釈について
(情報公開課) 資料 2
- (2) 練馬区情報公開条例および練馬区個人情報保護条例の一部改正について
(情報公開課) 資料 3
- (3) 特定個人情報保護評価の進捗状況および練馬区個人情報保護条例改正の基本的な考え方について
(情報公開課) 資料 4

その他

6 発言内容

(会 長)

ただ今から第 8 期第 3 回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開催いたします。委員の皆様には、ご多忙のところご出席いただき、厚く御礼申し上げます。それでは今日の議事に入ります。本日の議題は、諮問が 1 件、報告が 3 件となっております。では、諮問第 4 号についてのご説明をお願いします。(なお、ご説明の際は、着席していただいで結構です。)

(戸籍住民課長)

【諮問第 4 号】番号制度に係る「通知カード・個人番号カード関連事務」の委任について 資料 1 に基づき説明

説明は以上でございます。

(会 長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(委 員)

一点確認させてください。個人個人の通知カードが今回委託する J-LIS から発送されることになるが、ここにはどのような記載がされているのですか。これは保護審にとって重要な事項で、本来区役所が取

扱おうと思っている通知が、名前も聞いたことのない J-LIS という委託先から送付されることをどのように区民へ周知するのでしょうか。

(戸籍住民課長)

資料の通知カードイメージをご覧ください。通知カードの右下に通知カード送付用封筒として載せてあるとおり、委任を受けた J-LIS は練馬区からの通知という形で各家庭に送ります。通知カードは個人ごとにできているので、イメージ図のように四角に囲ったカードの記載がされているものが世帯単位で送られます。

(委 員)

個人情報の取扱いについていろいろ世間をにぎわしている事例もあるので、こういった団体に委託したということを区報などで事前に公表するとは思いますが、ぜひ十分に周知徹底をしていただきたい。

(戸籍住民課長)

個人番号カードや制度そのものについて、私共としてもまだまだ十分に周知されているとは考えてはおりませんので、今後もこの内容や手続きについて誤解のないように周知してまいります。

(委 員)

地方公共団体情報システム機構 J-LIS とはどのような性格のものか、公的な位置づけも含めて教えてください。

(戸籍住民課長)

地方三団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会）が選任する設立委員が総務大臣の認可を受けて、地方公共団体情報システム機構法に基づき、平成 26 年 4 月 1 日に設立された組織です。

(委 員)

総務省の管轄下にあると考えてよろしいですか。

(情報公開課長)

地方公共団体情報システム機構の国の所管官庁は総務省です。J-LIS という聞きなれない組織というご指摘がありましたが、これまでも練馬区では行政システムネットワークや住基システム等についてはこの機構とやり取りしているもので、新たに出てきたというものではありません。当審議会におきましても過去に住基ネットワークについてこの機構と結合することをお諮りし、ご了解をいただいております。

(委 員)

ありがとうございました。

(委 員)

前の質問に関連して「個人情報保護基本方針」第 2 の 4 の項目の解釈は、J-LIS が保護監督責任者を選任し、自分の組織を監査するという理解でよろしいのですか。

(情報公開課長)

ご指摘どおりのご理解で結構だと思います。

(委 員)

委任した場合に、今ある住基ネットとは別にまったく新しいものが立ち上がるのか、今までのものを改修した形になるのか。そのことについて区がチェックする方法があるのかについて伺います。

(戸籍住民課長)

基本的に J-LIS とのシステムに関しては、現在住基ネットで使っている専用回線を介して接続します。

(委 員)

機構から直接各家庭に送付するということですが、区からデータが機構に渡される際には住基ネットを使うのか、区から新たな専用回線を通じて情報を送ることになるのかが一点と、郵送戻りとなった通知カードの処理をすべて機構で行うのか、その場合は区にどのような反映があるのかを伺います。

- (戸籍住民課長) J-LIS が住基ネット上ですでに得られる情報の他に、送付先情報という実際の住民記録上と違う送付先がある場合や、様々な事情があるケースとなる新たな情報を J-LIS に示して、それによって通知業務を行います。その結果、郵送戻り分は区に戻るようになっており、その後の追跡・補正の部分は区が行う仕切りになっています。
- (委員) この制度自体が住基ネットを基本にしているということですが、ここからはずれる情報もしくは特に DV などでセンシティブ情報となっている方の情報をどう取扱うかが課題となっているし、一元管理の心配があります。世帯単位で送るということが非常に問題だと思う。そういう対応についてどのようにお考えでしょうか。
- (戸籍住民課長) DV 被害等典型的な例ですけれども、住民記録の場所へ送ることが適切でないケースでは住民記録上の支援措置と呼んでいます。そうしたものがそのまま反映しないような形、DV の加害者被害者間で情報が分かってしまうことがないように取り扱っています。このような内容を含めて J-LIS に渡す送付先情報が作成されております。
- (委員) 子どもに関してですが、虐待により母子分離をされているような場合や施設にいる子どもたちへの対応も同様の考え方でよろしいですか。
- (戸籍住民課長) まったく同様と考えていただいて結構です。
- (委員) すでに住基ネットを接続している団体だということで問題がないような受け止め方をされるかと思いますが、新たに設置されるマイナンバー制度では一度取得した番号は余程の理由がなければ変更できないことです。制度そのものを知らないままに受け取ってしまい、それが漏れることで個人やいろんなところに不利益や犯罪に巻き込まれる可能性があるため、区が取扱うにあたっては本当に慎重に扱わなければならない。委託することによって、個人情報をも動かす回数が増えれば増えるほどミスが出る可能性が高まるので、それも含めて十分に配慮する必要があると思っています。
- (委員) このカードの業務は、すべて練馬区役所以外の所で作業する訳ですね。
- (戸籍住民課長) 作業については、練馬区役所ではない所で行われます。
- (委員) 練馬区としてはどんな管理・チェック体制を取っているのですか。
- (戸籍住民課長) 住基ネットを通じて進捗状況をチェックできる仕組みになっています。また、区民の方から区に直接問い合わせが来ますので、そのような確認も併せて私どもでチェックすることができます。
- (委員) 区民は区役所にも委託先会社にも電話するということですか。
- (戸籍住民課長) 連絡先が二か所になることはふさわしいと思いませんが、現実にはどちらにも問い合わせる人がいると思うので、どちらでも対応できるよう考えています。
- (委員) J-LIS では全国からの問い合わせに対し、どのような体制やシステム

で対応していくのですか。

(戸籍住民課長)

通常こうしたシステムの運営を委託した場合、一か所で集中するということはありません。詳細については保安上の問題で承知していない部分でもありますが、基本的には全国から委任を受けることを想定し、体制を整えています。

(委員)

資料の作り方についてですが、取り扱う個人情報の項目に性別等とあるのですが、個人情報を審議する中では「等」と表現せずに確定しているものはすべて出して欲しい。もう一点は練馬区は個人情報保護条例を持っており、その13条・14条が適用されます。練馬区が主体となって自分たちの個人情報保護をきちっとやるということと、委託した場合、受託者が一定の義務を持ってやるという構成になっています。本件の事案では J-LIS という中心があって全国各自治体が一括して委託するとなれば、練馬区独自で何か行うのは難しいだろう。だけど条例上の義務は尽くさなければいけないということで苦労はあると思うが、考え方や取り扱いがあれば教えてください。

(情報公開課長)

一点目の取り扱う個人情報で性別等と記載してあるものについてはおっしゃるとおりですが、具体的に示した方が分かりやすいということで取扱う個人情報を列挙しています。今回の案件については、別の項目で実際に載せる内容を示しています。受託者の信頼性については地方公共団体情報システム機構、今回マイナンバーに関する事務なので機構に委任する事務につきましても、機構の方で特定個人情報保護評価書について有識者からなる特定個人情報保護評価委員会で承認されています。マイナンバー制度は全国の自治体や国等と機構で進めていくものですから、それぞれの分担の中でしっかりとしたセキュリティ確保を図っていきます。

(委員)

分かりました。ただ相手が J-LIS だから信用するというのではなく、きちんと注視をし、必要ならば意見を言うなりなんりの努力はすべきだと思います。

(委員)

通知カードイメージと個人番号カード交付申請書イメージはどちらも練馬区が出した形で各家庭に届きますが、区民にとっては区職員が直接行っているのか委託先が行っているのか区別がつかない現状になっています。今回は通知カード全体について J-LIS に委託しているということをどのような形で周知され、J-LIS の機構の中身を区民にどのように報道されるのでしょうか。

(戸籍住民課長)

先程、送付用封筒が区役所の名前で送られると説明しましたが、中身につきましては委任を受けた J-LIS が作成したものだということは明記するという事になっています。また、制度全体に関して区役所からの送付ということですが、通知カードの交付申請書は J-LIS に送ってもらう仕組みになっていることを理解いただくよう機会をとらえ周知してまいります。

- (委 員) 区から送られてきた通知カードの書類で、交付申請については委託業者先に送らなければならないことに対しての区民からの問い合わせは、練馬区と J-LIS のどちらが受けるのですか。
- (戸籍住民課長) J-LIS 内にもコールセンターを設けますが、練馬区への問い合わせが相当数あると思われるので、第一義的には練馬区が回答しますので、区の中にコールセンターを設置することも含めて考えています。
- (委 員) 練馬区のコールセンターにも様々な問い合わせが集中して来ると思うので、その際には J-LIS がどういう機構であるかを十分に周知できる体制づくりを是非してください。合わせて、通知が世帯別に送られるということなので、DV 被害など様々な対応が懸念されます。これまで住基カードを行って来て以降、住民情報が変化している事項については、区から J-LIS に提供されているのでしょうか。
- (戸籍住民課長) 住民記録情報についての更新を常に行っていますので、これときちんと整合する形で情報提供を行っていきます。
- (委 員) 今日は諮問という形になっていますが、何を諮問するのが目的でしょうか。これは出来合いレースで、国として J-LIS に一括して委託することだから、この審議会で認めてほしいというものなのか、またはフォーマットをこう変えてほしいといった時に、練馬区だけ変えてもらうことなどができるのか。そのへんいかがでしょうか。
- (情報公開課長) 今回の諮問につきましては、ご指摘のとおり国のマイナンバー法の枠組みの中で進めているもので、各自治体に選択権があるののかないのかというと、無いということになります。ただ、通知カード関連事務は条例上の外部への委託という範疇に入るので法令で決められていることでもあり、事務局としてはより慎重を期して内容を委員の方がたに説明したうえで次の手続きに移っていきたいという趣旨から今回お諮りさせていただいたものでございます。
- (委 員) こう見てみると丸投げで、フォーマットやプロセスで全体を変えることができないということだと思います。区民の方の方にもこういう理由で機構に丸投げするのだということは明記しておいたほうが良いと思います。
- (委 員) 今の意見ももっともだと思います。6 ページに我々が審議している総務省令が載っており、その第 35 条文末に「行わせることができる」という言い方になっています。行わせることができるというのであれば、行わせなくても良いのではないかという考えも成り立ちます。このことができるということを我々としてやりましょうというのが練馬区の立場だと思います。できるのだから頼まなくてもいいわけですが、実質上先ほどから説明があったように全国共通のシステムで J-LIS が引き受けることになっていますから、ここから抜けて練馬区独自で同じようなものを作るのは不可能な話だと思います。従いまして、丸投げというのももっともだと思いますが、法令上の形式を尊重すれば練馬区とし

てきちんとどういう意思を決めるのかということは、この場所が必要になるのだろうと思います。

(委 員) おっしゃることもわかるし、このシステムを動かすについては J-LIS にお申しなければできないこともわかっています。その上での議論であれば、そういうような提案の仕方もあったのではないかと考えて私はあえて質問しました。以上です。

(情報公開課長) 頂いたご意見は今後の参考にさせていただきます。

(委 員) 基本的なことで、個人情報保護するという観点から、どのような場所や方法で情報を引き渡されるのかを確認したい。もう一点、案は出ていますが、外部委託の記録票は従来から何かで使っていたものですか。それともこれは案だから、これから新たに作るのですか。

(戸籍住民課長) データは住基ネットで使っている専用回線を使って引き渡しを行います。場所というお尋ねですが、その回線を使って J-LIS 側のシステムに引き渡される形になります。記録票につきましては、案と書いてあるように外部委託に類似するものという判断で諮問させていただいていますので、従来外部委託している際のフォーマットに即して表現させていただいているものです。

(情報公開課長) 記録票についての補足ですが、今回新しい業務ということで記録票を作りました。案となっておりますのは、今回の審議会におきましてご了解いただいた時に(案)が取れるものです。

(委 員) メディアの新聞で、ある区では戸籍をはじめ様々なことを外部委託して扱うのは、プライバシー権を侵害するという報道がありました。練馬区の中でそのような個人の戸籍や情報に関して個人情報保護法違反などが起こっているかどうか現状を教えてください。

(情報公開課長) 私どもが知る限り、練馬区においては、ご指摘いただいたようなことは今現在起こっておりません。

(会 長) 外部委託そのものは個人情報保護法が認められているのですよね。問題は、どういう場合に外部委託してはいけないのかというのは解釈に委ねられると思いますので、法令上は外部委託がいけないということにはなっていないと思います。

(情報公開課長) 先ほどの例ですが、本来は職員が判断しなければならない部分について、民間業者に委託しているのではないかとという観点からご指摘のあった問題が生じているわけですが、当区においてはその部分をしっかり踏まえたうえで委託を行っておりますので、特に問題なく進行しております。

(委 員) 区民の立場からすると個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えいが心配なわけで、二点お尋ねします。不正を見つけた際に、内部告発する時の取扱いが決められているのかどうかと不正アクセスが一番の問題になっていますが、J-LIS に外部委託してファイアウォールの構築などは他の業者に再委託しているのかどうかを伺います。

(戸籍住民課長) J-LIS の内部告発については総務省所管の団体となりますので、総務省に対して訴えることができるような仕組みが出来上がっているとお考えいただければと思います。ファイアウォールの構築や技術的なものについては J-LIS がすべて自力で出来ることではありませんので、一般的に再委託といわれるものも一定の範囲で行われますが、再委託をする場合の手続き等に関しては、特定個人情報保護評価書というものを J-LIS は J-LIS で作っておりますので、これに沿った厳格な手続きに基づいて再委託もなされると理解しております。

(委 員) どここの会社にどんな仕事をいくらで再委託したというような契約条項は公開されるのですか。

(戸籍住民課長) ホームページ上などで公開していく方向だと聞いています。

(委 員) 今回の諮問の一つは「法令等の定めるところにより市区町村長に代わって行うことが前提とされている業務」を事前一括承認基準として新たに設けるとのことだと思えます。前提とされている業務とは誰が判断するのですか。この表現ですべて大丈夫なのかどうか伺います。もう一点は事例の部分ですが、これからは電話だけでなくメールなどでの新たな照会が増えてくるので、もっと関連する業務内容を広げておいたほうが安心できます。

(情報公開課長) 今回お諮りしているものと同様の案件が今後発生した場合、ご提案の事前承認一括基準をご了解いただければこの事前承認一括基準を使用させていただくというものですので、考え方としては今回のように国の法律に基づいてこういうことをやってくださいという場合に適用させていただくことを想定しています。ここは安易な判断はせず、国の法令をしっかりと確認したうえで他に選択の余地がない場合にこれをあてはめていきたいと考えています。事例の部分ですが、これには受付・電話案内やメール等も含めた問い合わせに対する回答も含んでおります。

(委 員) 申請の手続きについて伺います。申請書と一緒に送付する写真は、個人番号カードに載せるためののですか。また、健康保険証は定期的に申請して新たに作りなおすが、今回の通知カードは死ぬまで永久的に使うものでしょうか。要望として、送られてくる申請書類の中に、私たちにもわかりやすい書き方の見本を載せたパンフレットがついてくるとありがたいです。

(戸籍住民課長) 顔写真ですが、個人番号カードに添付されることを前提に、本人から送ってもらいます。個人番号カードの大きさは保険証やキャッシュカード、免許証と同様のものを想定しており、そこに顔写真が付きまます。更新は本人確認書類なので 10 年、パスポートと同じように考えていただければいいです。更新時は本人に申請をしてもらい、その時点不要という方もいるので、自動的に送ってくるものではありません。書類の書き方も含め内容についてのパンフレットや案内・説明書が同

封されます。

(委員) 送られた通知カードに写真をつけて郵送で申請することによって番号カードが出来上がりますが、どの時点で写真と本人の顔を一致させるのでしょうか。

(戸籍住民課長) 基本的に通知カードには写真がついていないので、通知カードと同封される番号カードを申請する用紙に写真をつけて返送してもらいます。写真が付いた個人カードは直接ご本人にではなく、区役所に届きます。そして区役所へご本人が取りに来ていただき、その場で本人確認をします。申請の時点で本人確認ができませんので、どこかで本人確認の必要がありお渡しする時に確認いたします。

(委員) 今の流れを区民に理解してもらうためには、イラストではないがわかりやすく A 4 判一枚に書いて出せば区民も安心して申請できるのではないのでしょうか。そういった工夫もお願いします。もう一点、申請や変更をする場合に成りすまし等の個人情報流出防止のためにどのような本人確認をするのでしょうか。

(戸籍住民課長) 仕組みについては J-LIS から自治体の担当者あてに説明書類が来ています。実際区民あてに今年 10 月には通知が行きますので、その前の段階で送られた書類を参考にしながら仕組みや流れについては十分に周知をしていきます。また、様々な変更事項については従来からの住民記録の帳簿と連動して、これまで通り個人情報保護に努めてまいります。私どもは半身脱帽という顔写真の条件に合致していないケースや申請してからカードが届くまで半年間かかってしまうために半年の間で状況が変わっていたりするので本人確認が難しいケースが出てくるのではないかと心配しております。

(委員) 個人情報の誤りや修正は業者が行うのですか。また、廃棄をしなければならない古い情報や新しく入れなければならない新たな情報をどのように処理するのか棲み分けを教えてください。

(戸籍住民課長) 基本的には住基ネットを通じているが委託業者は住基ネットの操作はできない為、システムに従って練馬区が操作していくという考えでいいと思います。

(会長) おおよそのスキームというのは、全国平均という枠で決まっていると思いますが、人間のやることだから 100%ということはありません。そうすると今後運用していく中で、色々な問題点や改善すべき事項が出てくると思います。総務省と J-LIS、自治体との間で生じた問題点や改善点について協議する場はあるのでしょうか。

(戸籍住民課長) 決まった会議体があって定期的開催されていることではありませんが、いままさに制度が始まる前の説明ということで国も J-LIS 側も 23 区の主管課長会に出席して何度か説明・質疑を行っておりますが、実態は 2 時間ほどの説明を受けると質疑に 4 時間ほどかかるという状況で進めております。

(会 長) あらためて言うまでもありませんが、人命に係わるという場合もありうるので、何か問題点を把握した場合は勇気を持って国や J-LIS に対して提言する姿勢は練馬区として持っていただき、他の 23 区よりもそういう面で優れていると言われるような運用を是非心掛けてもらいたいというのが会長からの願いです。

では、質疑応答についてはほぼ出尽くしましたので、諮問第 4 号については原案通り承認するというところでよろしいでしょうか。

(全委員) < 異議なし >

(会 長) では、報告事項に移らせていただきます。本日の報告事項は 3 件でいずれも情報公開課からの案件です。順に説明をお願いします。

(情報公開課長) 資料 2 をご覧下さい。内容をご説明します。

(情報公開課長) 練馬区個人情報保護条例第 16 条第 3 項第 1 号に規定する
「外部提供の法令等に定めがあるとき」を根拠とする場合の
運用解釈の変更について 資料 2 に基づき説明

説明は以上でございます。

(会 長) ただいまの説明に対してご意見・ご質問をお願いします。

(委 員) ここに記載されているような形で外部提供として、年間どのくらい出されているのでしょうか。

(情報公開課長) 主な提供先としては弁護士会や警察がありますが、平成 25 年度ベースで 92 件ありました。

(委 員) 25 年度ベースというのは、例年と同じような件数ということでよろしいでしょうか。

(情報公開課長) 例年同じような件数と理解していただいて結構です。

(委 員) 申請数に対して外部提供した数は一致するのですか。実際には外部提供されなかった例もあるということですが、そのあたり練馬区としてはどのように考えているのでしょうか。

(情報公開課長) 提供を拒んだ例として、特定性に問題があった事例があります。具体的な内容のご説明は差し控えますが、例えば一定地域に住むどこの国籍の人についての情報提供を求められるという特定性に問題があるというものがあてはまります。このような場合、変更案にも書かせていただきましたが、事件が特定されていない漠然とした照会には応じられないということでお断りしたという例はあります。

(委 員) あと変更案に「また、照会や回答は文書により回答することを原則とする」が新たに明記されていますが、これまでもその考えが進められていたと私は解釈しますが、今までの中で文書によらないのはどういう場合で、記録としてどういう方法で残していたのでしょうか。

- (情報公開課長) 今までも文書によらない回答はしておりません。電話や口頭でのやり取りではなく、必ず文書による照会状を求めますし、私共の回答も必ず文書により行っています。今までもそうでしたが、今回それをはっきり明文化するという趣旨で書き込みました。
- (委員) 原則とするということなので、では例外としてはどういうことを考えて明文化しているのか。現行法には文書によることを原則とするという明記がないので理解できますが、逆に考えると例外的なことを想定されているのかという疑問があるのですが、そこはどうお考えでしょう。
- (情報公開課長) 原則と書いているのは、例えば人の生命に係わるような緊急な場合には文書によらないこともありうるということをも想定してのことです。そのような場合以外、通常は必ず文書によるやり取りを徹底していきます。
- (委員) 原則からはずれる例外が生じた場合は使用できるということだと思いますが、そういった場合は記録としてそのように残していこうとお考えですか。
- (情報公開課長) 相手方とのやり取りは全て記録します。記録したものについては、単なるメモにとどめず、しっかりと上部に報告・決定をいただくことにしていきます。
- (委員) そのあたり是非厳格にチェックしていただくことを要望します。
- (委員) 練馬区に対して個人情報の提供を求められるケースとして、警察や弁護士会などの「など」は他にどのような団体のことを言っているのでしょうか。
- (情報公開課長) こちらに示しているもの以外では、税務署、民事訴訟に係って裁判所からくるもの、少年法関係もあります。それぞれの個別法を根拠として請求を照会してくるという状況です。
- (委員) 25年度の外部提供した個人情報92件について、刑事訴訟法や弁護士法などそれぞれの法令に基づく請求の相手先の大まかな内訳はわかるのでしょうか。
- (情報公開課長) 内訳は手元にはないのですが、多いものとしては弁護士会からの照会や警察からの照会です。
- (委員) 法令に基づく外部提供については新たな変更案に沿った対応をしていくこととなりますが、その場合、事後に今年度に何件の問い合わせがあり、それに対する応答は何件かということについては、個人情報保護審議会に報告はされていく予定でしょうか。
- (情報公開課長) 毎年5月の審議会でも運用状況報告書としてその概要を報告しています。その中で、この件につきましても、ご報告させていただきます。
- (委員) その際、どのような機関から法律に基づく個人情報の提供を行ったかという種別も5月の段階で明らかにされるということですか。
- (情報公開課長) 細かい内容については今後報告の内容を検討する中で整理していき

たいと考えていますが、極力概要が掴めるような形でお示ししていきたいと考えています。

(委 員)

よろしくをお願いします。

(会 長)

他にご質問はありますか。

(委 員)

先ほどの説明の中で、今までの運用と変わったこととして、保護審議会で報告してから照会するという話があったように思いますが、その事実はどうなのでしょう。

(情報公開課長)

案件にも依りますが、既に保護審議会の中で了解をいただいて一括承認基準に載せているものについては、それを根拠に対応しているところでは、それを根拠に対応しているところでは、新たな特別法によって照会が来た場合は、今回ご了解をいただければこの取扱いによって対応していくというものです。

(委 員)

今後新たに発生した照会に対して新しい運用基準を設けるということでよろしいですか。

(情報公開課長)

その通りです。

(委 員)

どのような照会があったのかについて、この審議会できちんと報告していただきたいと思います。

(会 長)

他に質問は無いですか。

では、次の報告事項に移ります。事務局どうぞ。

(情報公開課長)

事務局です。資料 3 をご覧下さい。こちらの報告につきましては、昨年、国におきまして独立行政法人に係る法律が改正されたことに伴う当区の条例の改正を行うものです。

練馬区情報公開条例および練馬区個人情報保護条例の 一部改正について 資料 3 に基づき説明

説明は以上です。

(会 長)

何かご質問はありますでしょうか。

(委 員)

行政執行法人だけに限定するということによろしいのでしょうか。

(情報公開課長)

そうです。この具体的な内容としては、国家公務員や地方公務員などと並び、独立行政法人の役職員の業務に関しては、公開請求があった場合、職と氏名を公開しています。今までも独立行政法人に該当する職員の名前は出していました。今回、そういう法人の中で名称が行政執行法人に変わったものがあるので、引き続きこの職・氏名を出すという観点から、このような条例改正が必要となったものです。ですから、区としての情報の取扱いには何の変更もありません。

(会 長)

よろしいでしょうか。それでは、つぎの報告事項に移ります。事務局どうぞ。

(情報公開課長)

特定個人情報保護評価の進捗状況および練馬区個人情報保護条例改正の基本的な考え方について(案) 資料 4 に基づき説明

説明は以上です。

(会 長)

何か質問・意見ありますでしょうか。

(委 員)

「法の定めにより電算結合によって特定個人情報を提供することが決まっている場合には、審議会諮問からは除外とする項目を追加」ということを今後の条例改正の中で考えていきたいということのようですが、こうした場合に当審議会に特定個人情報電算結合による中身がどのように行われてきたのかという報告や情報提供がされていくのですか。

(情報公開課長)

こちらの想定される検討項目については、まだこれから検討に着手するということなので、その通りになるかは別の話ですが、その通りになったと仮定しまして、5月の個人情報保護運営審議会資料の運用状況報告書等に盛り込んで、ご報告していくと考えております。

(会 長)

よろしいでしょうか。本日の議案は以上です。事務局から今後の日程についてお願いします。

(情報公開課長)

5月18日(水)を予定しておりますので、また後日開催通知を送らせていただきますのでよろしくお願いいたします。

(会 長)

これで終了いたします。皆様お疲れ様でした。